

## 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

### 契約職員、登録ホームヘルパー及びパート職員の退職手当に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の契約職員、登録ホームヘルパー及びパート職員(以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

#### (加入共済)

第2条 退職金の管理は、本会が各職員について社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年6月19日法律第155号、以下「共済法」という。)に基づく社会福祉施設職員等退職手当共済に加入することで行うものとする。

#### (加入対象職員)

第3条 本会の職員で共済法に基づいて、次に掲げる職員を対象とする。

- (1) 退職共済加入職員は、本会職員で1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、労働時間が正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
- (2) 1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で労働時間が正規職員の所定労働時間が3分の2以上の者。

#### (退職手当)

第4条 退職手当は、共済法、同法施行細則並びに社会福祉施設職員等退職手当共済約款に基づき支給する。

#### 附 則

この規程は、平成24年3月27日に制定し、平成23年4月2日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成28年3月29日に改正し、平成28年4月1日から施行する。